

第 5 4 号議案

府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る
規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 5 年 1 2 月 2 1 日

提出者 教育長 酒 井 泰

府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規則の一部を改正する規則

府中市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に係る規則（平成20年3月教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2第9項中「副市長、市民部長及び総合窓口課」を「地域コミュニティ課及び総合窓口課」に改め、同表に次の1項を加える。

10 子ども発達支援センターにおいて実施する教育相談及び就学相談に関すること。	障害者福祉課の職員
---	-----------

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

参考

府中市教育委員会の権限に属する事務の委任

新

別表第2（第3条）

補助執行事務一覧

補助執行させる事務	補助職員
1～8 省 略	
9 省 略	地域コミュニティ課及び総合窓口課の職員
10 <u>子ども発達支援センターにおいて実施する教育相談及び就学相談に関すること。</u>	障害者福祉課の職員

付 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表第2第9項の改正規定は、公布の日から施行する。

及び補助執行に係る規則新旧対照（抜粋）

（_____は、改正部分）

旧

別表第2（第3条）

補助執行事務一覧

補助執行させる事務	補助職員
1～8 省 略	
9 省 略	副市長、市民部長及び総合窓口課の職員
(追 加)	